様式第２号（第５条関係）

誓　　約　　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　年　 　月 　　日

　鳥取市長　様

住　　　所

申請者氏名

鳥取市ふるさとでの新しいライフステージ支援事業補助金の交付申請にあたり、鳥取市ふるさとでの新しいライフステージ支援事業補助金交付要綱及び鳥取市暴力団排除条例（平成24年条例第1号。以下「条例」という。）を遵守するとともに、下記のとおり申告し、及び誓約します。

この申告が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方及び同居する世帯員が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　当方は、鳥取市に３年以上定住する意思を持って移住するため、当該事業を活用します。

２　当方は、本事業で補助対象とする経費について、国、県、市町村その他公的支援機関又は市内企業等から本補助金と同主旨の助成を別途受けていません。

３　当方は、鳥取市ふるさとでの新しいライフステージ支援事業補助金交付要綱第７条の規定により補助金返還命令を受けた場合は、交付を受けた補助金の全部又は２分の１の額について、速やかに返還いたします。

４　当方は、本事業の交付が決定した場合、交付決定日後３年間の居住実態について、鳥取市職員が調査することに同意いたします。

５　当方及び同居する世帯員は、暴力団員等（条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。）ではありません。また、将来においても同様です。

６　当方及び同居する世帯員は、暴力団（条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員（条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していません。また、将来においても同様です。

７　当方及び同居する世帯員は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。また、将来においても同様です。

○　鳥取市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）抜粋

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

⑵　暴力団員　法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

⑶　暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

⑷　省略